

保安機関の認定更新手続き

保安機関の認定更新にあたり、「申請時期・申請先・申請書式・申請添付資料・申請手数料・留意点等」は、以下のとおりです。

1. **申請時期**: 保安機関認定更新は、認定を受けた行政庁で、**認定の満了する30日前までに申請して下さい。**(規則第34条)

なお、液化石油ガス法の販売事業の登録を受けている事業者は、原則ヒアリングの必要はありません。初めて更新される事業者及び保安機関のみの事業者については、従来通り認定の満了日の約2ヶ月前に所轄の地方局等でヒアリングを受けて下さい。

これに遅れると、認定満了日までに更新ができなくなる恐れがあり、その場合は認定の効力が失われます。認定の効力が失われた場合は、認定手続きが完了するまで、保安機関としての保安業務ができないこととなります。(更新されないまま業務を行っている保安機関に保安業務を委託した販売事業者は、登録の取消し、または、業務停止を命ぜられることがあります。十分注意して下さい。)

2. **申請先**: 保安機関の認定を受けた行政庁(所轄の地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室など)に申請して下さい。
3. **申請書式**: 更新申請は、「保安機関認定更新申請書」(様式第14)及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数(別表)(事業者が複数の場合)により申請して下さい。
.....様式第14、別表

4. **認定更新申請書の添付書類**: (規則第30条第2項)

- ①保安業務計画書(様式第13)添付書類1
・保安業務に係る技術的能力を証する書面(技術能力計算書)添付書類2
- ②一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行う保安機関のみ)・・(添付書類3)

※市販の地図1/5万、または1/20万が望ましい。事業所の位置、一般消費者等の範囲及び事業所から範囲の端までの距離を明示して下さい。(原則20km30分以内)

- ③損害賠償の支払能力を証する書面 ……(添付書類 4)
- 1)(財)全国LPガス保安共済事業団の付保証明による場合
- ・認定更新日が該当する保険年度の保安業務区分に応じた受託認定保安機関賠償責任保険付保証明書または引受証
- なお、付保証明書は、LP協会へ請求して頂ければ発行します。(発行手数料300円)
- 2)共済事業団の付保証明によらない場合
- ・損害賠償責任保険証、普通保険約款及び保険領収書の写し
- ④法人の申請者においては、役員及び構成員を説明した書面 ……添付書類 5、別紙
- ⑤保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 ……添付書類 6
- ⑥法人の申請者においては、定款、登記簿抄本 ……(添付書類 7)
- ⑦欠格事項に該当しないことを誓約した書面 ……添付書類 8
5. その他の添付資料
- ⑧保安業務資格者一覧表 ……添付資料 9
- ⑨追加認定、一般消費者等の数の増加認可、減少届等の経緯一覧
- ※認定書、受理書等の写しを添付すること ……添付資料 10
- ⑩緊急時対応、連絡体制(緊急時対応、緊急時連絡を行う保安機関のみ) ……添付資料 11
- ⑪各保安業務について自社対応と保安機関への委託との関係(販売事業者が保安機関の場合) ……添付資料 12
- ⑫認定を受けた保安業務区分における、当該保安業務の実施状況 ……添付資料 12
- ⑬保安業務規定に定める保安教育、研修の実施頻度及び内容等 ……添付資料 12
- ⑭前回認定時と今回更新時との変更点 ……(添付資料 13)
6. **申請手数料**: 14,000円 + (6,900円 × 更新する保安業務区分数) [愛媛県収入証紙]

7. 認定更新手続きと各種法手続きの留意点：

(ア) 保安業務区分ごとに異なっている認定更新日を統一する場合

保安業務区分の追加認定を受けた場合の更新時期は、下記のとおりです。

- ① 認定時に受けた保安業務区分は、認定取得時から5年です。
- ② 追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定取得時から5年です。

ただし、法手続き管理の合理化・簡素化等から、認定日を統一(一番古い認定日)し、更新された方が、以後の管理がしやすくなります。

(イ) 保安業務区分を追加または削除する場合

更新時に保安業務区分を追加または削除する場合は、別途手続きを行わなければなりません。

- ① 保安業務区分の追加：法第29条に従い新たに保安機関として認定を受ける必要があります。また、その際同時に、保安業務規程の変更認可も受けなければなりません。(ただし、これらの認可手続き等と更新手続きを同時に並行して行うことは可能です。)
- ② 保安業務区分の削除：保安業務区分を削除する場合は、当該区分に係る一般消費者等の数の減少届を提出する必要があります。(ただし、この減少届手続きと更新手続きを同時に並行して行うことは可能です。)

(ウ) 一般消費者等の数を増加または減少する場合

更新時に、一般消費者等の数を増加または減少する場合は、別途手続きを行わなければなりません。

この場合、一般消費者等の数の増加認可手続き・減少届、保安業務規程の変更認可手続きが必要です。(ただし、これらの認可手続き等と更新手続きを同時に並行して行うことは可能です。)

(エ) 保安業務員・保安機器の数を変更する場合

更新時に、保安業務員・保安機器の数を変更する場合は、保安業務規程に関わるた

め、別途同規程の変更認可手続きが必要です。(ただし、この変更認可手続きと更新手続きを同時に並行して行うことは可能です。)

(オ) 新規事業所等を追加する場合

更新時に、新規事業所等を追加する場合は、一般消費者等の数の増加認可手続き、保安業務規程の変更認可手続きが必要です。(ただし、これらの認可手続き等と更新手続きを同時に並行して行うことは可能です。)

(カ) 合併等を行った場合

合併等が行った場合は、更新時に、認定日(更新日)をそろえて下さい。

- ① 合併の場合:合併して新たな保安機関が生まれるが、今回の更新に伴い、更新日は、合併前のいずれか古い認定日から5年目の日とします。
- ② 譲渡の場合:譲渡を受けて残った保安機関が保安業務を引き継ぐが、今回の更新に伴い、更新日は、譲渡前のいずれか古い認定日から5年目の日とします。
- ③ 相続の場合:単なる権利を相続したため、更新日は、相続前の認定日から5年目の日とします。